

神奈川県農業公社（農地中間管理機構）に農地を貸し出した 農業者・地域には市町村から協力金が交付されます ～平成29年度機構集積協力金の交付単価（神奈川県）～

農業者（農地の出し手）に対する支援

① 経営転換協力金

◆ 交付対象者

担い手でない方であって、かつ、

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人で農業経営を行わない方のいずれかに該当する方

「担い手」とは…

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 基本構想水準到達者
- ④ 集落営農経営をいいます。

◆ 交付要件

全ての自作地を5年以上機構に貸し出し、かつ、機構から担い手に貸し出されること

※自作地として10a未満の農地を残すことは可能です。

※自作地には農作業の委託により管理している農地も含まれます。

※遊休農地の所有者は遊休農地を解消していただく必要があります。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸出しの意思を文書で表明した場合は、その限りではありません。

◆ 交付単価

機構から担い手に貸し出される面積

に対して交付

機構への貸出期間10年以上：**5.0万円/10a**（国庫）

機構への貸出期間5年以上：**2.5万円/10a**（県単）

（ただし、上限額があります。）

貸出面積	上限額
0.5ha以下	25万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

② 耕作者集積協力金

◆ 交付対象者

担い手でない方であって、かつ、

- ① 機構が管理している又は公表された借受希望者が経営している農地に隣接する農地
 - ② 2筆以上のまとまっている農地
- のいずれかを満たす農地を機構に貸し出す方

◆ 交付要件

農地を5年以上機構に貸し出し、かつ、機構から担い手に貸し出されること

◆ 交付単価

機構から担い手に貸し出される面積に対して交付

機構への貸出期間10年以上：**1.0万円/10a**（国庫）

機構への貸出期間5年以上：**5千円/10a**（県単）

③ 地域集積協力金

◆ 交付対象者

「地域」における話し合いに基づき、機構にまとまった農地を貸し出した地域

※地域とは、集落、大字、学校区など、人・農地プランの話し合いの単位となった区域をいいます。

◆ 交付要件

機構への貸出面積が地域の農地面積の一定割合を超えること

◆ 交付単価

貸出面積割合	単価
2割超5割以下	1.5万円/10a (国庫)
5割超8割以下	2.1万円/10a (国庫)
8割超	2.7万円/10a (国庫)

◆ その他

交付金の使い途は、市町村と地域が協議の上、決めることができます。水路の補修や新品種の種苗の共同購入など、地域の発展に有効にご活用ください。

留意事項

- 新たに担い手に貸し出される面積が大きい個人や地域を優先して、予算の範囲内で交付します。
- 平成29年度の協力金は、平成29年1月から12月までに機構から担い手に貸し出された農地が対象です。平成30年1月から3月までに機構に貸し出された農地については、30年度の交付単価により、30年度に交付されることとなります。
- 協力金の交付対象となるのは、農業振興地域内の農地です。
- 経営転換協力金は、一度しか交付を受けることができません。
- 経営転換協力金と耕作者集積協力金の両方を同一年度中に交付を受けることはできません。
- 要件を満たさなくなった場合（機構への貸出しを途中でやめる場合など）、交付済みの協力金の返還が生じる場合があります。
- このほかにも要件がありますので、詳細はお住まいの市町村役場農政担当課までお問い合わせください。